

企画課	令和 6 年度政策評価書及び令和 7 年度事前 分析表の各案について	令和 7 年 8 月 2 2 日
1. 趣旨 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、「カジノ管理委員会政策評価基本計画」（令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画）及び「カジノ管理委員会政策評価基本計画（第 2 次）」（令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年計画）並びに「令和 6 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画」（参考資料 1－1）及び「令和 7 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画」（参考資料 1－3）を策定した。これらに基づき、「令和 6 年度政策評価書」及び「令和 7 年度事前分析表」を作成するもの。 2. 学識経験を有する者の知見の活用について 上記基本計画において、「政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等で構成される会議の開催等を通じて意見を聴取することにより、学識経験者等の知見を活用すること」とされている。 これを踏まえ、6 月 16 日（月）に政策評価懇談会を開催し、「令和 6 年度政策評価書（案）」（別紙 1）及び「令和 7 年度事前分析表（案）」（別紙 2）について学識経験者（3 名）から意見を聴取したところ、中長期的な目標達成との関連についても記載した方がよいなどの指摘があり、これらについて反映を行った。 3. 今後のスケジュール 法第 10 条第 2 項の規定等に基づき、「令和 6 年度政策評価書」及び「令和 7 年度事前分析表」を作成した後、速やかに、政策評価書について総務大臣に、事前分析表について総務省行政評価局に送付するとともに公表する。		

令和6年度実施施策に係る政策評価書(案)

別紙1

(カジノ管理委員会R7-①)

施策名	カジノ事業者等の監督等に向けた準備 施策1: カジノ事業者等の監督体制の整備 施策2: 業務管理のためのシステム構築等 施策3: 海外規制当局との協力関係の構築等					
施策の概要	施策1: カジノ事業者等に対する厳格なカジノ規制を滞りなく行えるよう、知見の蓄積・監督業務に携わる人材の育成などを通してカジノ事業者等の監督に向けた体制の整備を行う。 施策2: カジノ事業者等に対する各規制の監督を実施・補助するためのシステムの構築等を行う。 施策3: 諸外国のカジノ規制当局等との協力関係の構築・深化や意見交換等により、諸外国でのカジノ規制の状況や問題の確認を行い、我が国のカジノ規制のより効率的・効果的な執行につなげるとともに、我が国のカジノ規制に対する理解や関心を高める。					
達成すべき目標	施策1: 諸外国の事例収集、知識の習得などを通じ、カジノ事業の開始後に向けた監督体制の整備やカジノ事業者等に対する厳格なカジノ規制の実施に向けた準備を行う。 施策2: 各規制における監督の実施・補助のためのシステムの検討を行うことにより、カジノ事業者等に対する厳格な監督の実施を図る。 施策3: カジノ規制当局等が集まる国際会議への出席や各国の規制当局との意見交換等による、協力関係の構築・深化、諸外国でのカジノ規制の状況や問題の確認及び我が国における将来のカジノ規制の在り方への反映。					
施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	888百万円	621百万円	640百万円	632百万円
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	888百万円	621百万円	640百万円	632百万円
執行額(百万円)		597百万円	248百万円	379百万円	402百万円	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)第2章5. (3) 厳格なカジノ規制を含むIR整備等を推進する。					

施策1: カジノ事業者等の監督体制の整備

測定指標	目標年度	施策の進捗状況(実績)		目標達成状況
1. カジノ事業の監督体制の整備に必要な調査	令和6年度	・諸外国の事例収集等の委託調査 令和6年度 3件 (参考) 令和5年度 5件	諸外国におけるカジノ規制を巡る運用上の課題や、カジノ規制の在り方に将来的に影響を及ぼしうる事柄に関する最新動向の調査・分析等を通じて、カジノ事業の監督等を効率的かつ効果的に実施するために必要な知見を得た。	達成
2. カジノ事業の監督等に向けた人材育成	令和6年度	・カジノ規制に関する外部セミナー等への参加 令和6年度 延べ405人 (参考) 令和5年度 延べ322人 ・情報システム統一研修への参加 令和6年度 延べ52人 (参考) 令和5年度 延べ52人	外部セミナーの活用などカジノ事業の監督等に必要な知識を習得する機会の充実を図ること等を通じて、カジノ規制に関する高度な知識を有する人材の育成に寄与した。 【カジノ規制に関する外部セミナー等】 カジノ事業の規制に資する知識の習得を目的として、ネバダ州立大学ラスベガス校(UNLV)等が主催する外部セミナーや有識者又は海外規制当局職員を招へいして実施した講義に延べ405人が参加した。 【情報システム統一研修】 デジタル分野・サイバーセキュリティに関する知識の習得を目的として、デジタル庁が主催する情報システム統一研修に延べ52人が参加した。	達成

施策2: 業務管理のためのシステム構築等

測定指標	基準値	実績値					目標値	施策の進捗状況(実績)	目標達成状況
	—	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11年度		
1. 監督事務システムの構築等	—	—	—	—	—	71%	100% (注)	設計・開発実施計画書に基づき遅滞することなく基本設計、本体開発等を行うことができた。	達成
年度ごとの目標値		—	—	—	—	70%			

(注) 短期的な目標として令和7年度の目標値を100%にしている。その後、11年度までに必要に応じて機能追加・テスト実施等の検討を行うことにしている。

施策3: 海外規制当局との協力関係の構築等

測定指標	目標年度	施策の進捗状況(実績)		目標達成状況
1. 海外規制当局との二国間関係の強化	令和6年度	・海外規制当局への委員長・委員出張 令和6年度 1件 (参考) 令和5年度 3件 ・海外規制当局の招へい 令和6年度 1件 (参考) 令和5年度 1件	委員による海外規制当局への出張を通じて、海外規制当局との関係構築に取り組んだほか、職員の海外規制当局への出張や海外規制当局職員の招へい事業の実施等を通じて、カジノ事業の監督等に関する実務的な知見を得た。	達成
2. 多国間会合への出席等による海外の動向把握及び知見の収集	令和6年度	・多国間会合(国際会議等)への参加 令和6年度 16件 (参考) 令和5年度 12件	約30か国・地域の海外規制当局が集まる国際ゲーミング規制者協会(IAGR)総会など国際会議等(16件)への出席を通じて、諸外国におけるカジノ規制に関する現状・課題や、海外事業者の動向等を把握することにより、我が国におけるカジノ事業をめぐる課題・懸念等への対応に向けた知見を得た。	達成

目標達成度合いの測定結果		(各行政機関共通区分)		②(目標達成)																								
		(判断根拠)		それぞれの施策について、当初の予定どおり令和6年度の目標を達成したことを踏まえて、全体としての目標達成度合いについては②(目標達成)と判断した。																								
評価結果	施策の分析	施策1: カジノ事業者等の監督体制の整備 1. カジノ事業の監督体制の整備に必要な調査 令和6年度には、カジノ規制に関する諸外国の事例収集等の委託調査を計3件実施し、我が国に先行する諸外国の運用上の課題やカジノ規制の在り方に将来的に影響を及ぼしうる事柄に関する最新動向の調査・分析を行うとともに、我が国におけるカジノ利用者の相談対応の在り方、広告勧誘指針の検討に有用となる文献の収集等を通じて、カジノ事業の監督等を効率的かつ効果的に実施するために必要な知見を得た。 7年度以降においては、これまでに実施した委託調査や施策3「海外規制当局等との協力関係の構築等」により得られたカジノ事業の監督等に関する知見を活用するなどして、11年度までに監査や指定職員に係る立入検査等の監督事務に関する指針を策定していく。 2. カジノ事業の監督等に向けた人材育成 令和6年度には、プロパー職員をはじめとし、カジノ規制に資する知識の習得を目的として、ネバダ州立大学ラスベガス校(UNLV)等が主催する外部セミナーやカジノ管理委員会が招へいた有識者又は海外規制当局職員による講義に延べ405人(※)が参加した。また、デジタル分野・サイバーセキュリティに関する知識を習得することを目的として、デジタル庁が主催する情報システム統一研修に延べ52人受講した。これらの外部セミナー、研修等を通じて、カジノ規制に関する高度な知識を有する人材の育成に寄与した。 また、プロパー職員に関する人材育成に向けて、6年度においては若手プロパー職員に対して、キャリアプランの設定及び希望状況の把握を目的としてキャリア形成支援面談を実施したとともに、10カ月の短期留学として初めてプロパー職員1人をUNLVに派遣した。 (※)外部セミナー・講義の参加者数の内訳(延べ人数)																										
		<table><tr><th>UNLV研修 (令和6年11月、7年1月)</th><th>海外有識者講義 (令和6年6月)</th><th>海外有識者講義 (令和6年10月)</th><th>海外有識者講義 (令和7年2月)</th><th>海外規制当局職員講義 (令和6年12月)</th><th>GGR集計手続におけるIT研修 (令和6年10月、7年1月)</th><th>ISO研修 (令和6年8月、10月、12月、7年1月)</th><th>その他</th><th>計</th></tr><tr><td>14</td><td>60</td><td>66</td><td>47</td><td>151</td><td>45</td><td>14</td><td>8</td><td>405</td></tr></table>									UNLV研修 (令和6年11月、7年1月)	海外有識者講義 (令和6年6月)	海外有識者講義 (令和6年10月)	海外有識者講義 (令和7年2月)	海外規制当局職員講義 (令和6年12月)	GGR集計手続におけるIT研修 (令和6年10月、7年1月)	ISO研修 (令和6年8月、10月、12月、7年1月)	その他	計	14	60	66	47	151	45	14	8	405
		UNLV研修 (令和6年11月、7年1月)	海外有識者講義 (令和6年6月)	海外有識者講義 (令和6年10月)	海外有識者講義 (令和7年2月)	海外規制当局職員講義 (令和6年12月)	GGR集計手続におけるIT研修 (令和6年10月、7年1月)	ISO研修 (令和6年8月、10月、12月、7年1月)	その他	計																		
		14	60	66	47	151	45	14	8	405																		
施策2: 業務管理のためのシステム構築等 1. 監督事務システムの構築等 令和12年秋頃にカジノ開業が見込まれており、6年度以降カジノ事業者等から収集した各種情報を一元的に管理するための基幹システムである監督事務システムの構築を開始している。7年度までの構築を目指しており(8年度以降は必要に応じて機能追加・テスト実施等の検討を行う。)、構築初年度となる6年度においては、4年度及び5年度の委託業務により得られた監督事務システム及び関連するシステム機能の構築に向けた検討結果を基に、設計・開発実施計画書に基づき遅滞することなく基本設計、本体開発等を行った(構築の進捗率は71%(当初の目標70%)。) カジノ事業者等に対する効率的・合理的な監督事務の実現に向けて、7年度においても6年度に引き続き設計・開発実施計画書に基づいた基本設計、本体開発等を実施し、監督事務システムの構築の進捗率100%を目指していく。																												
施策3: 海外規制当局等との協力関係の構築等 1. 海外規制当局との二国間関係の強化 令和6年度には委員による海外規制当局への出張を1件(オーストラリア)実施し、海外規制当局との関係構築に取り組んだほか、海外規制当局職員による講義や職員による海外規制当局への出張において、職員同士の意見交換等を通じてカジノ事業の監督等に関する実務的な知見を得た。 2. 多国間会合への出席等による海外の動向把握及び知見の収集 約30か国・地域の海外規制当局が集まる国際ゲーミング規制者協会(IAGR)総会や主に米国の連邦・州・地方政府の規制当局が集まる北米ゲーミング規制者協会(NAGRA)総会等の国際会議等への出席を16件(イタリア、米国、豪州等)実施し、諸外国におけるカジノ規制に関する現状・課題や海外事業者の動向について把握したとともに、海外規制当局が実施するカジノ事業の監督等に関する知見を得た。																												
次期目標等への反映の方向性	【今後の課題】	カジノ事業等に係る免許に関して、カジノ事業者等からの申請があれば厳正な審査を行うこととなるが、免許付与後を見据えてカジノ事業者等に対する監督体制の整備を引き続き行っていく。																										
	【施策】	カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を実現するため、令和5年度及び6年度においては「施策1: カジノ事業者等の監督体制の整備」、「施策2: 業務管理のためのシステム構築等」及び「施策3: 海外規制当局との協力関係の構築等」の3つの施策を対象に実施してきたところ。 そのうち、「施策3: 海外規制当局との協力関係の構築等」については、海外規制当局との協力関係の構築等や多国間会合の出席等を通じた知見収集を目標としたものであるが、当該施策は「施策1: カジノ事業者等の監督体制の整備」を実現するための手段になることから、7年度においては「施策1: カジノ事業者等の監督体制の整備」及び「施策2: 業務管理のためのシステム構築等」の2つの施策を対象に実施する。																										
	【測定指標】	「施策1: カジノ事業者等の監督体制の整備」については、令和5年度及び6年度においてはカジノ事業の監督等に関する知見を収集・蓄積するため、「カジノ事業の監督体制の整備に必要な調査」を主たる測定指標のひとつとして設定していたところ。 今後は、これまでの委託調査や「施策3: 海外規制当局との協力関係の構築等」により得られたカジノ事業の監督等に関する知見を基に、監査や指定職員に係る立入検査等の監督事務に関する指針の策定が必要となる(目標年度11年度)ことから、当該目標に向けては段階的な検討・準備を行うこととし、7年度においては「特定複合観光施設区域整備法第196条の監査に関する指針の検討」を測定指標として設定する。																										

学識経験を有する者の知見の活用	令和7年6月16日に開催された政策評価懇談会において、委員から、中長期的な目標達成との関連についても記載した方がよいなどの指摘があり、本評価書及び令和7年度事前分析表に反映した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	総務企画部企画課 監督調査部監督総括課	作成責任者名	企画課長 坂井志保 監督総括課長 小柳津直哉	政策評価実施時期	令和7年8月
-------	------------------------	--------	---------------------------	----------	--------

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

別紙2

(カジノ管理委員会7ー①)

施策名		カジノ事業者等の監督体制の整備				担当部局名		総務企画部企画課 監督調査部監督総括課		作成責任者名		企画課長 坂井志保 監督総括課長 小柳津直哉							
施策の概要		カジノ事業者等に対する厳格なカジノ規制を滞りなく行えるよう、知見の蓄積・監督業務に携わる人材の育成などを通してカジノ事業者等の監督に向けた体制の整備を行う。						政策体系上の位置付け		カジノ事業者等の監督等に向けた準備									
達成すべき目標		諸外国の事例収集、知識の習得などを通じ、カジノ事業の開始後に向けた監督体制の整備やカジノ事業者等に対する厳格なカジノ規制の実施に向けた準備を行う。						目標設定の考え方・根拠		特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画が認定され、カジノ事業者等に対する監督等のための手法・体制等を整備する必要があるため。		政策評価実施予定時期		令和8年8月					
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠													
1 特定複合観光施設区域整備法第196条の監査に関する指針の検討		我が国における厳格なカジノ規制を実現するため、委託調査及び海外規制当局との協力関係の構築等を通じて得られた知見等も活用し、監督事務に関する指針を策定する。		令和11年度		日本で初めてとなるカジノ事業の監督等を効率的かつ効果的に実施するためには、委託調査や海外規制当局との意見交換等により得られたカジノ事業の監督等に関する知見を活用するなどしてカジノ開業前までに監督事務を具体化するためがあることから、令和11年度までに監査や指定職員に係る立入検査等の監督事務に関する指針を策定するよう当該目標を設定する。 また、当該目標に向けては段階的な検討・準備を行うこととし、7年度においては当該指標を設定する。 【前年度から測定指標・目標を変更した理由について】 ①6年度までは監督等に関する知見を収集・蓄積するため、諸外国の事例収集等を目的とした委託調査の実施を主たる測定指標・目標として設定していたが、7年度からはこれまでの委託調査において得られた知見を活用するなどして、11年度までに監査や指定職員に係る立入検査等の監督事務に関する指針を策定することが必要となること、また、②監督事務に関する指針の策定に向けては、当該委託調査だけでなく海外規制当局との意見交換等による実務的な知見も活用することから、測定指標・目標を変更する。													
2 外部セミナー、研修等への参加		カジノ事業の監督等に必要知識を習得する機会を充実させ、高度な知識を有する人材の育成を行う。		令和8年度		特定複合観光施設区域整備法に基づく厳格なカジノ規制を確実に執行し、カジノ事業の運営に対する適切な監視及び管理を実施するためには、高度な知識を有する人材の育成が重要であることから、当該指標を設定する。 具体的には、令和7年度中には、カジノ規制に資する知識の習得を目的としたネバダ州立大学ラスベガス校(UNLV)が主催するセミナー等の外部セミナーやカジノ管理委員会が招へいする有識者又は海外規制当局職員による講義への参加、デジタル分野・サイバーセキュリティに関する知識の習得を目的とした情報システム統一研修への参加等を行う。 【参考指標(令和6年度の実績)】 ・UNLVセミナー等の外部セミナーや有識者又は海外規制当局職員による講義への参加状況：延べ405人 ・情報システム統一研修への参加状況：延べ52人													
達成手段		予算額計(執行額)				予算額		関連する指標		達成手段の概要等						令和7年 行政事業レビュー 予算事業ID			
		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度											
1 監督等の運用に必要な委託調査及び海外規制当局との協力関係の構築等		-		-		-		211百万円 注(1)、(2)		1		監督事務に関する指針の策定などの監督等の運用に必要な委託調査の実施及び海外規制当局との意見交換の機会の創出、並びにカジノ規制に関する高度な知識を有する人材の育成に必要な外部セミナー、研修等の充実などを通じて、カジノ事業者等に対する厳格なカジノ規制の執行に向けた監督体制の整備につなげる。						-	
2 外部セミナー、研修等の実施		37百万円 (13百万円)		40百万円 (8百万円)		66百万円 (27百万円)		67百万円 注(2)		2								-	
施策の予算額・執行額		621百万円 (248百万円)		640百万円 (379百万円)		632百万円 (402百万円)		634百万円		施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)第2章2.(2)厳格なカジノ規制を含むIR整備等インバウンド拡大に係る取組を進める。							

注(1) 達成手段「1」については、前年度から測定指標・目標を変更し、前年度の予算額と比較できないことから7年度のみ記載している。

注(2) 達成手段「1」及び「2」には、それぞれに関連する予算額があるため一部重複している(重複分22百万円)。

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

(カジノ管理委員会7ー②)

施策名				業務管理のためのシステム構築等						担当部局名		総務企画部企画課 監督調査部監督総括課		作成責任者名		企画課長 坂井志保 監督総括課長 小柳津直哉	
施策の概要				カジノ事業者等に対する各規制の監督を実施・補助するためのシステムの構築等を行う。						政策体系上の位置付け		カジノ事業者等の監督等に向けた準備					
達成すべき目標				各規制における監督の実施・補助のためのシステムの構築等を行うことにより、カジノ事業者等に対する厳格な監督の実施を図る。				目標設定の考え方・根拠		特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画が認定されカジノ事業者等に対する監督の実施・補助のためのシステムを構築等する必要があるため。				政策評価実施予定時期		令和8年8月	
測定指標				基準値		目標値		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
								施策の進捗状況(実績)									
								(参考) R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
1	監督事務システムの構築等			—	—	監督事務システムの構築	令和11年度	70%	100%	必要に応じて機能追加・テスト実施等の検討を行う。			令和12年秋頃にカジノ開業が見込まれており、6年度以降カジノ事業者等から収集した各種情報を一元的に管理するための基幹システムである監督事務システムの構築を開始するため、監督事務システムの構築の進捗状況を目標としている。 カジノ事業者等に対する効率的・合理的な監督事務の実現に向けて、7年度においても6年度に引き続き設計・開発実施計画書に基づいた基本設計、本体開発等を実施し、監督事務システムの構築の進捗率100%を目指していく。				
							71%										
達成手段				予算額計(執行額)			予算額	関連する指標	達成手段の概要等						令和7年 行政事業レビュー 予算事業ID		
				R4年度	R5年度	R6年度	R7年度										
1	監督事務システムの構築等に係る経費	カジノ管理委員会計上分	55百万円 (33百万円)	55百万円 (43百万円)	—	27百万円	1	カジノ事業者等に対する効率的・合理的な監督事務を実現するために、カジノ事業者等から収集した各種情報を一元的に管理するための基幹システムである監督事務システムの構築及びカジノ管理委員会内システムの最適化による適切なデータ管理・データ保全を実現するもの。						—			
		デジタル庁一括計上分【参考】 注(1)	— (—)	642百万円 (—)	232百万円 (763百万円)	295百万円											
施策の予算額・執行額 注(2)				621百万円 (248百万円)	640百万円 (379百万円)	632百万円 (402百万円)	634百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)第2章2.(2)厳格なカジノ規制を含むIR整備等インバウンド拡大に係る取組を進める。							

注(1) R5年度及びR6年度は、予算額の一部を翌年度に繰り越している。

注(2) デジタル庁一括計上分除く

令和 6 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和 6 年 3 月 22 日

カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 6 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

第 2 事後評価の対象及び評価方法

- (1) 事後評価の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

令和 6 年度に評価を行う施策は別紙のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

事後評価の実施に当たっては、あらかじめ、達成すべき目標や測定指標などを記載した事前分析表を策定し、これに基づき、計画期間終了後速やかに事後評価を実施することとする。

- (2) 政策決定後 5 年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし

- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし

(別紙)

【カジノ管理委員会 政策体系】

政策：カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保

施策1 カジノ事業者等の監督等に向けた準備

施策1－1 カジノ事業者等の監督体制の整備

施策1－2 業務管理のためのシステム構築等

施策1－3 海外規制当局との協力関係の構築等

施策2 カジノ事業免許等の審査

※下線は、令和6年度に実績評価を実施する施策。

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(カジノ管理委員会6ー①)

施策名		カジノ事業者等の監督体制の整備				担当部局名		総務企画部企画課 監督調査部監督総括課		作成責任者名 (※記入は任意)		企画課長 坂井志保 監督総括課長 河村憲明		
施策の概要		カジノ事業者等に対する厳格なカジノ規制を滞りなく行えるよう、知見の蓄積・監督業務に携わる人材の育成などを通してカジノ事業者等の監督に向けた体制の整備を行う。						政策体系上の位置付け		カジノ事業者等の監督等に向けた準備				
達成すべき目標		諸外国の事例収集、知識の習得などを通じ、カジノ事業の開始後に向けた監督体制の整備やカジノ事業者等に対する厳格なカジノ規制の実施に向けた準備を行う。					目標設定の考え方・根拠		特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画が認定され、カジノ事業者等に対する監督等のための手法・体制等を整備する必要があるため。		政策評価実施予定時期		令和7年8月	
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
1	カジノ事業の監督体制の整備に必要な調査	委託調査の実施及び実施結果の共有を通じて、実際の審査・監督の運用に活用する。		令和8年度		日本で初めてとなるカジノ事業の監督等を効率的かつ効果的に実施するためには、諸外国の事例収集等の委託調査の実施及び実施結果の共有を通じて、実際の審査・監督の運用に活用していくことが重要であることから、当該指標を設定する。 具体的には、令和6年度中には、諸外国におけるカジノ規制を巡る運用上の課題やカジノ規制の在り方に将来的に影響を及ぼしうる事柄についての最新動向の調査・分析や、依存防止対策の推進、広告勧誘指針の検討・策定に向けた技術革新等も踏まえた最新の知見の収集・整理や実態調査等を行う。								
2	カジノ事業の監督等に向けた人材育成	カジノ事業の監督等に必要知識を習得する機会を充実させることを通じて、高度な知識を有する人材の育成を行う。		令和8年度		特定複合観光施設区域整備法に基づく厳格なカジノ規制を確実に執行し、カジノ事業の運営に対する適切な監視及び管理を実施するためには、高度な知識を有する人材の育成が重要であることから、当該指標を設定する。 具体的には、令和6年度中には、カジノ規制に資する知識の習得を目的としたネバダ州立大学ラスベガス校(UNLV)が主催するセミナー等の外部セミナー及び有識者による講演への参加、デジタル分野・サイバーセキュリティに関する知識の習得を目的とした情報システム統一研修への参加等を行う。 【参考指標(令和5年度)】 UNLVセミナー等の外部セミナー及び有識者による講演への参加状況:延べ322人 情報システム統一研修への参加状況:延べ52人								
達成手段		予算額計(執行額)			予算額		関連する指標	達成手段の概要等					令和6年 行政事業レビュー 予算事業ID	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度									
1	カジノ事業者等の監督体制の整備に必要な調査	116百万円 (47百万円)	154百万円 (53百万円)	109百万円 (70百万円)	104百万円	1	実際の審査・監督の運用に活かすための調査の実施、監督等に必要知識の習得機会の充実などを通じて、カジノ事業者等に対する厳格なカジノ規制の実施に向けた準備及び監督体制の整備につなげる。					005440		
2	カジノ事業の監督等に向けた人材育成	29百万円 (14百万円)	37百万円 (13百万円)	40百万円 (8百万円)	66百万円	2						-		
施策の予算額・執行額		888百万円 (597百万円)	621百万円 (248百万円)	640百万円 (379百万円)	632百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)第2章5.(3)厳格なカジノ規制を含むIR整備等を推進する。						

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(カジノ管理委員会6-②)

施策名			業務管理のためのシステム構築等						担当部局名		総務企画部企画課 監督調査部監督総括課		作成責任者名 (※記入は任意)		企画課長 坂井志保 監督総括課長 河村憲明	
施策の概要			カジノ事業者等に対する各規制の監督を実施・補助するためのシステムの構築等を行う。						政策体系上の位置付け		カジノ事業者等の監督等に向けた準備					
達成すべき目標			各規制における監督の実施・補助のためのシステムの構築等を行うことにより、カジノ事業者等に対する厳格な監督の実施を図る。				目標設定の考え方・根拠		特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画が認定されカジノ事業者等に対する監督の実施・補助のためのシステムを構築等する必要があるため。			政策評価実施予定時期		令和7年8月		
測定指標			基準値		目標値		施策の進捗状況(目標)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
							施策の進捗状況(実績)									
			基準年度		目標年度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度				
1	監督事務システムの構築等		—	—	監督事務システムの構築	令和11年度	70%	100%	必要に応じて機能追加・テスト実施等の検討を行う。			令和12年秋頃にカジノ開業が見込まれており、6年度以降カジノ事業者等から収集した各種情報を一元的に管理するための基幹システムである監督事務システムの構築を開始するため、監督事務システムの構築の進捗状況を目標としている。				
達成手段			予算額計(執行額)			予算額	関連する指標	達成手段の概要等							令和6年 行政事業レビュー 予算事業ID	
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度										
1	監督事務システムの構築等に係る経費	カジノ管理委員会計上分	— (—)	55百万円 (33百万円)	55百万円 (43百万円)	—	1	カジノ事業者等に対する効率的・合理的な監督事務を実現するために、カジノ事業者等から収集した各種情報を一元的に管理するための基幹システムである監督事務システムの構築及びカジノ管理委員会内システムの最適化による適切なデータ管理・データ保全を実現するもの。							—	
		デジタル庁一括計上分(参考)		— (—)	642百万円 (—※) ※補正繰越	173百万円										
施策の予算額・執行額			888百万円 (597百万円)	621百万円 (248百万円) (注)	640百万円 (379百万円) (注)	632百万円 (注)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)第2章5.(3)厳格なカジノ規制を含むIR整備等を推進する。							

(注) デジタル庁一括計上分除く

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(カジノ管理委員会6-③)

施策名		海外規制当局との協力関係の構築等				担当部局名		総務企画部企画課 監督調査部監督総括課		作成責任者名 (※記入は任意)		企画課長 坂井志保 監督総括課長 河村憲明			
施策の概要		諸外国のカジノ規制当局等との協力関係の構築・深化や意見交換等により、諸外国でのカジノ規制の状況や問題の確認を行い、我が国のカジノ規制のより効率的・効果的な執行につなげるとともに、我が国のカジノ規制に対する理解や関心を高める。						政策体系上の位置付け		カジノ事業者等の監督等に向けた準備					
達成すべき目標		カジノ規制当局等が集まる国際会議への出席や各国の規制当局との意見交換等による、協力関係の構築・深化、諸外国でのカジノ規制の状況や問題の確認及び我が国における将来のカジノ規制の在り方への反映。				目標設定の考え方・根拠		特定複合観光施設区域整備法第215条において委員会の所掌とされている国際協力に関する事務を適切に実施するため。			政策評価実施予定時期		令和7年8月		
測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
1	海外規制当局との二国間関係の強化	海外規制当局との間で出張、招へい等を行い、協力関係強化を図るとともに、実務的な知見を収集する。		令和6年度		幹部職員同士の意見交換等を通じて協力関係強化を図ったり、職員同士の意見交換等を通じて実務的な知見を収集したりすることが重要であることから、当該指標を設定する。 【参考指標(令和5年度の実績)】 ・幹部職員の海外規制当局への出張:3件(米国、シンガポール) ・海外規制当局からの表敬訪問:1件(パナマ) ・招へい事業:1件									
	多国間会合への出席等による海外の動向把握及び知見の収集	多国間会合への出席等を通じて海外規制当局や海外事業者に関する知見を収集する。		令和6年度		我が国におけるカジノ事業をめぐる課題・懸念等を解決するために、国際ゲーミング規制者協会(IGRR)総会(令和6年度はイタリアで開催予定)等の国際会議等への出席を通じて、諸外国の規制当局が実施するカジノ規制の現状・課題や、海外事業者の動向を把握し、知見を収集することが重要であることから、当該指標を設定する。 【参考指標(令和5年度の実績)】 ・多国間会合(国際会議等)への出席:12件(米国、英国、ボツワナ等)									
達成手段		予算額計(執行額)				予算額		関連する指標	達成手段の概要等					令和6年 行政事業レビュー 予算事業ID	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度										
1	海外規制当局との協力関係の構築等	59百万円 (3百万円)	95百万円 (53百万円)	114百万円 (82百万円)	155百万円	1、2	職員の海外派遣等による海外規制当局との協力関係の構築、最新のカジノ規制・監督に係る情報収集を実施する。					—			
施策の予算額・執行額		888百万円 (597百万円)	621百万円 (248百万円)	640百万円 (379百万円)	632百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)第2章5.(3)厳格なカジノ規制を含むIR整備等を推進する。							

令和 7 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和 7 年 3 月 14 日

カジノ管理委員会決定

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 7 年度カジノ管理委員会政策評価実施計画を以下のとおり定める。

第 1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 2 事後評価の対象及び評価方法

- (1) 事後評価の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

令和 7 年度に評価を行う施策は別紙のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

事後評価の実施に当たっては、あらかじめ、達成すべき目標や測定指標などを記載した事前分析表を策定し、これに基づき、計画期間終了後速やかに事後評価を実施することとする。

- (2) 政策決定後 5 年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし

- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし

(別紙)

【カジノ管理委員会 政策体系】

政策：カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保

施策1 カジノ事業者等の監督等に向けた準備

施策1－1 カジノ事業者等の監督体制の整備

施策1－2 業務管理のためのシステム構築等

施策2 カジノ事業免許等の審査

※下線は、令和7年度に実績評価を実施する施策。

令和7年度カジノ管理委員会政策評価懇談会議事録

1. 日時 令和7年6月16日（月）9：40～10：25

2. 場所 カジノ管理委員会12階大会議室（Web会議システムを併用）

3. 出席者

【政策評価委員】（座長以外は五十音順）

工藤 裕子（座長） 中央大学法学部教授

大森 明 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

中村 豪 東京経済大学経済学部教授

【事務局】

嶋田次長、中山総務企画部長、形岡総務課長、坂井企画課長、小柳津監督総括課長、河村総務課企画官、長谷川企画課課長補佐

4. 議題

令和6年度政策評価書（案）及び令和7年度事前分析表（案）について

5. 配布資料

資料1 令和6年度政策評価書（案）

資料2 令和7年度事前分析表（案）

参考資料 カジノ管理委員会政策評価基本計画

令和6年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

令和6年度事前分析表

令和7年度カジノ管理委員会政策評価実施計画

6. 議事録

（座長については、会議当日に前もって選定済）

○工藤座長

令和6年度政策評価書案及び令和7年度事前分析表案について、事務局より御説明をお願いいたします。

〔企画課長から資料1「令和6年度政策評価書（案）」及び資料2「令和7年度事前分析表（案）」を説明〕

○工藤座長

それでは、令和6年度政策評価書案についての御意見をお願いいたします。

○大森委員

令和6年度政策評価書案だけでなく、令和7年度事前分析表案にも関係しますが、各施策について短期的に年度ごとの実績を評価しています。一方で、これらの施策については長期的な目標があるため、短期的な目標を達成したことによって長期的な目標に向かっていることが分かるよう、短期的・長期的な目標の達成との関連についても説明があると良いと思いました。施策1「カジノ事業者等の監督体制の整備」については、令和7年度から違うフェーズに入っていくため、その点も視野に入れた書き方をされるとより良いと思います。例えば、人材育成については極めて重要であると思っているのですが、能力に応じた階層別の職員を何%程度育成していくのかなどを最初に提示すれば、それに向けた研修計画が実施できるのではないかと思います。

○中村委員

「カジノ事業の監督等に向けた人材育成」について、昨年度は延べ405人が講義等に参加されたということですが、おそらく同じ方が複数回参加しているかと思われます。その場合、講義を受ける必要のある職員がたくさん参加しているのか、あるいは職員全体で広く最低限の知識を得るために参加しているのかという違いがあると思います。どのような形で延べ405人なのか整理することにより、今後の円滑な監督等々の実施に向けてつなげていくことができると思います。

また、「カジノ事業の監督体制の整備に必要な調査」については一区切りついたとのことですが、重要なのは調査をやって終わりではなく、調査で得られた知見が組織に定着しているかという点だと思います。例えば、委託調査の結果により得られたレポートについて、然るべき部署においてどのような検討が行われたのかなど、調査が今後どのような形で施策につながっていくのかという点が記載されているとより良いと感じました。

○工藤座長

ありがとうございました。私からも2点ほど申し上げます。

1つとしては、大森先生、中村先生から御指摘がありました進捗状況の把握の仕方については同感です。単年度において数十%実施できたというのは、長期的な計画を100%としたときの進捗度を測っているものですので、特に施策2「業務管理のためのシステム構築等」に関しては、今後少し変化がありますので、長期的な計画で何を目指そうとしているのか検討していただければと思います。

また、人材育成の延べ人数の考え方は、先ほど中村先生から御意見いただいたように、1人の職員が研修等に複数回参加する計画があるとして、その方のポジションにおいてどうしても必要な研修なのか、あるいは多くの方に参加していただくものなのかという点について、付属資料でも構わないと思いますが、内訳としてどのような研修に何人の職員が参加したのか、また、当該研修が長期なのか短期なのか等の記載があるとイメージが湧きやすいと

思いました。書きぶりを少し工夫していただければと思います。情報システム統一研修についても同様に内訳が分かると良いと思います。

国際会議等の参加についても、開催される国際会議等のうち重要な会議が何件あるのか、また、参加した国際会議等のうちカジノ管理委員会が選んでいるのはどれなのかが分かると良いと感じました。

確認事項としては、施策2「業務管理のためのシステム構築等」について、構築の進捗率が目標70%のところ、実績が71%と1%多いのですが、どのように積み上げているのか御回答をお願いします。

○坂井企画課長

御指摘、御意見をいただきましてありがとうございます。

まず、令和6年度に行った施策がどういう形で7年度以降につながっているのか、より分かりやすくした方が良いという点について補足させていただきます。令和6年度政策評価書案の1ページ目では、あくまで当該年度に行った取組をベースとして、施策の進捗状況をまとめて記載しております。施策1「カジノ事業者等の監督体制の整備」については、事前分析表において、目標年度をそれぞれ令和8年度に設定しておりましたので、令和6年度政策評価書案においてはこの中期目標に向け、当該年度においてどうだったのかを見ております。

中長期的な取組の観点での記載については、例えば、2ページ目「施策の分析」の施策1「カジノ事業者等の監督体制の整備」において、これまで実施した委託調査や海外規制当局等との関係構築等の過程で得られた知見を活用するなどして、11年度までに監査や指定職員に係る立入検査等の監督事務に関する指針を策定していくと記載し、中長期的目標として11年度に向けた取組を実施する方針を掲げさせていただきました。

また、人材育成については、昨年度も指標の定量化について御意見を頂戴しているところであり、我々もその点大変重要であると認識しております。他方、現状に照らしますと、定量的に指標を設定することが難しく、今回、令和6年度政策評価書案に記載したような研修等への参加者の延べ人数の記載にとどまっております。現在、人材育成については計画的に取組を実施できるよう、これまで先生方にも御指摘いただいております中長期的な視点での検討も含め、これまで研修等に参加した職員がどのようなスキルを得てきたのかも踏まえながらより良い形での定量的指標の設定が可能となるか検討している状況です。すぐに対応するのが難しい点もあり、お答えできていない部分もありますが、御指摘いただいた点については引き続き検討したいと考えております。

工藤座長から御質問いただいたシステム構築の進捗率については、監督事務システムに取り入れる必要がある機能を設計書の段階で63機能としております。令和6年度の構築に当たっては、そのうちの45機能について対応することにしており、70%を目標値として設定していたところですが、滞りなく63機能のうち45機能を構築したことから、端数は出ておりますが正確に計算しますと71%となるため、その値を実績値として記載したところですが、

○工藤座長

ありがとうございました。他に補足等ありますでしょうか。

○形岡総務課長

人材育成につきましては、今後戦略的・計画的に進めていきたいと考えておりますが、研修としては、例えば、語学研修や行政手続等に係る研修のような基本的なスキルを身につけるものと、UNLV 留学のようにカジノ事業者等の監督等に係る専門性の高い研修というものに大きく分けております。語学研修や行政手続に係る研修については幅広くプロパー職員全員にしっかりと受講してもらいたいと考えており、UNLV 研修等については、セミナーを受ける語学力が必要になりますので、それに耐えうる語学力のある者を選抜して実施しているところですが、研修で得られた知見が、職員の中に積み重なっていき、そこからフィードバックをしていくということもできると思いますので、そのような形で専門的なスキルも伸ばしていきたいと考えているところです。

○工藤座長

御説明ありがとうございました。

次に先生方から既にコメントもいただきましたが令和7年度事前分析表案について追加で御意見等ありますでしょうか。

○大森委員

人材育成についてですが、行政機関は人事異動の頻度が高く、特にカジノ管理委員会においては様々な省庁の方が横断的に入れ替わるという中で、せっかく研修を実施しても異動してしまうということがあると思います。そのため、人事制度と研修計画のリンクが図れると良いと思いますので、その点も事前分析表にも落とし込めれば良いと思います。

○中村委員

委託調査の結果をどうつなげるのか、組織内でいかにそれを定着させるかという点について気になりました。せっかく貴重な委託調査を実施したにもかかわらず、人事異動で上手く引き継がれないなどして知見が継承されないということも予見されますので、今の段階から対応を考えていただくのが良いかと思います。

○工藤座長

令和7年度事前分析表からは施策が2つということですが、施策2「業務管理のためのシステム構築等」については令和7年度で一旦目標の達成を目指すということで意見はありませんが、施策1「カジノ事業者等の監督体制の整備」については、達成手段として「監督等の運用に必要な委託調査及び海外規制当局との協力関係の構築等」が設定されています。令和6年度までは海外規制当局との協力関係の構築については独立した施策でしたが、委託調査の知見と合わさって組織の中で定着させていくという点で、新しいフェーズに入っていくものと考えています。それを踏まえると、測定指標1の目標として「監督事務に関する指針の策定」とありますが、この内容をもう少し分かりやすい形で書いた方が良いと思います。できれば達成手段と結びつけるような形で書き込みがあると分かりやすく、かつ、来年度の評価がしやすいと思います。コメント等ありましたらお願いいたします。

○小柳津監督総括課長

御指摘がありました監督事務に関する指針については大きく2つあり、測定指標に記載しております監査のものと指定職員に係る立入検査のものがございます。

監査につきましては特定複合観光施設区域整備法第196条において「カジノ管理委員会は毎年事業者等の業務及び経理の監査をしなければならない」旨規定されておりますが、監査を行う際の視点、体制、時期等について法律等に定めがないため、これらの点を指針として検討していくことになります。

また、指定職員につきましては特定複合観光施設区域整備法第73条第13項に定めがあり、カジノ管理委員会は指定職員をあらかじめ指定することになっております。指定職員は、規定に違反してカジノ行為の業務を行っている場合等があれば、事業者に対してそれをやめるように命ずることができる定められております。この指定職員についてどのように権限行使をしていくのか、大森委員からも御意見いただいたように人材育成とも関連するところですが、どのような職員を指定するのかという点について検討していくものでございます。

○坂井企画課長

先ほど中村委員からお話を頂戴した委託調査の結果を組織内の中でも共有して取り組んでいかなければいけないという点については、大変重要であると考えております。例えば、6年度に実施した委託調査である、我が国に先行する諸外国の運用上の課題やカジノ規制の在り方に将来的に影響を及ぼしうる事柄に関する最新動向の調査・分析については、広くカジノ規制全般に関わる分析も含まれているものであると認識しております。これについては委託調査を実施した担当課のみで対応できるものではなく、関連部署に広く展開をしながら知見を深めていくことが重要であると考えています。先ほど小柳津課長から説明がありました監督事務に関する指針についても参考になりうるものが含まれる可能性もありますので、そういった点も含めて、情報共有という点も意識しながら取り組んでいきたいと考えております。

また、委託調査の結果を効果的に展開することによって、本日御指摘いただいた人材育成に資する部分もあると思いますので、御意見を踏まえ対応したいと考えております。

○形岡総務課長

研修の関係ですが、他省庁からの出向者が多い中で、どのように知見を集積していくかということについては、カジノ管理委員会も発足から5年以上が経ち、徐々にプロパーの職員も増えております。こうした者に特に専門的なノウハウを蓄積させていくという形で研修計画を立てていきたいと考えております。

また、出向者に対しても、その先ほど申しました語学研修や行政手続に係る研修等の機会を提供し、カジノ管理委員会に出向することが一つの魅力にできればと考えております。プロパー職員へノウハウを蓄積し、また人事的にもしっかりと記録・把握をして今後活かしていきたいと考えております。プロパー職員本人にもそうした自覚を持たせて、組織内でそういった蓄積がフィードバックされるよう促進していきたいと思っております。

○工藤座長

先生方からいただいた御意見をまとめさせていただきますと、やはり人材育成については計画的に進めていくという点、特に現在の出向人事の中で、あるいはプロパーの方が増えている中で、全体的な人材育成、プロパー職員の採用をどのようにしていくのかということも関係してくると思います。また、その中で一般的な行政事務に関わっていただく方と、専門性を持った人材を育てていくということも非常に必要になってくる組織だと思われるので、是非その関係を明確にさせていただければと存じます。

また、人材育成に関しての研修は、付属資料などで実際にどのような研修を実施されていて、どのような方が参加されているのかなどの情報があると良いのではないかという御意見いただきましたので今後の政策評価をより効率的に実施するためにも、ぜひ今後検討していただければと思います。

最後に事務局からよろしくお願いします。

○長谷川企画課補佐

本日はありがとうございました。6年度政策評価書及び7年度事前分析表については、本日いただいた御意見、御指摘を踏まえ、「学識経験を有する者の知見の活用」欄に記載するなど必要な修正を施すとともに、後日事務局より内容確認をお願いした上で、カジノ管理委員会の議決後、ウェブページで公表する予定です。

また、本日の議事録についても、後日事務局より確認をお願いした上で、ウェブページで公表する予定です。

それでは政策評価懇談会を終了いたします。

以上